令和5年9月26日

令和5年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

令和5年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○令和5年9月26日(火)午前10時25分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大 里 武 智 2番 松 尾 匡 3番 早 川 良 学 4番 中原 晶 5番 坂原正勝 奥 野 6番 7番 道工晴久 8番 谷 地 泰 平 9番 谷崎 整 史 竹原伸晃 10番 出口 実 11番 瀧見明彦 12番

欠席議員 0 名、欠 員 0 名、傍 聴 7 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

まちづくり戦略室 寺田武司 町 長田代 堯 企画政策推進監 まちづくり戦略室 危機管理監 長中口守可 寺田晃久 副 町 兼危機管理担当課長 総務部理事 副 町 長 上 田 隆 桒 山 信 幸 兼財政改革部理事 しあわせ創造部 教 育 長古橋 重 和 辻 里 光 則 総括理事 まちづくり戦略室長 川端 慎 也 しあわせ創造部理事 松本啓子 兼町長公室長 総務部長 啓 介 都市整備部理事 西 吉田一 誠 会計管理者 教育委員会事務局理事 財政改革部長 相 馬 進 祐 兼生涯学習課長 岩 田 圭 介 兼青少年センター所長 しあわせ創造部長 松 井 清 幸

教育次長小川正純

和平

都市整備部長 奥

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年9月5日から9月26日(22日)

○会議録署名議員

5番 坂 原 正 勝 6番 奥 野 学

議事日程

			議事日程
日程第	1		三常任委員会長報告
日程第	2	議案第47号	工事請負契約の締結について(いきいきパークみさき
			5年災第1号災害復旧工事)
日程第	3	議案第48号	副町長の選任について
日程第	4	議案第49号	岬町教育委員会委員の任命について
日程第	5	議案第50号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第	6	議案第51号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第	7	議案第52号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第	8	議案第53号	岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選
			任について
日程第	9	議案第54号	令和5年度岬町一般会計補正予算(第6次)について

(午前10時25分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第3回岬町議会定例会、3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時25分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

9月6日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、 各常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。 初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をさせていただきます。 9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました7件の案件については、9月8日 に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則 第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答と詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありま すので、よろしくお願い申し上げます。

議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答及び賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第38号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第39号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第44号、工事請負契約の変更について(令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2)) は、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

続いて、認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託さ

れた案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第4号、令和4年度岬町下水道事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり 質疑討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第5号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定については、委員会記録の とおり質疑討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました7件の案件とも可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長 坂原 正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 ただいま許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました7件の案件については、9月12 日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議 規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容については、配布しております委員会記録のとおりでありま すので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第40号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第45号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で認定されました。

認定第3号、令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、委員会記録のと おり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第6号、令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり質 疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7案件ともに可決、認定すべきものと決定しております。

以上で私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。 ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件については、9月13日に 委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則 第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております委員会記録のとおりであります ので、よろしくお願いいたします。

議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第41号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第42号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)については、委員会 記録のとおり質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第46号、岬町財産区管理会条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答、 賛成討論があり、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第7号、令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8件の案件ともに、可決、認定すべきものと決定しております。

以上で委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)について討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

- ○竹原伸晃議長 ないようですので、中原議員。
- ○中原 晶議員 議案第37号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)について、総論的には賛同して討論に加わりたいと思います。

事業委員会に付託された予算の項目に、大阪・関西万博のマンホール蓋3枚分の購入費約30 万円の繰出しが含まれており、その予算計上には反対の考えであります。

しかしながら、厚生委員会の審査の折に、廃プラスチックごみ圧縮梱包機の修繕に関わって踏

み込んだ答弁がございました。委員会では、稼働がさらに遅れることが報告されたところであります。圧縮梱包機の故障については、昨年12月議会において既に昨年9月上旬から使用できなくなっており、住民には何ら知らせず、可燃ごみと一緒に燃やしていたと知り、愕然としたところであります。部品の調達に時間を要し、修理の完了まで少なくとも6カ月程度かかるとの説明が当時ありまして、今年5月に部品を交換されたということでありましたが、さらにほかの部分に不具合が発生し、今回新たに予算を確保して修理を行う提案がございました。修理の完了は、来年1月の予定と聞き、改めて住民への周知について問うたところであります。

それに対して、「圧縮梱包機が来年の1月からまた再開の予定なので、それまでは分別しなくていい」と広報することを検討すると、踏み込んだ答弁をお聞きしたところであります。住民への周知に大いに期待をして、賛同するものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第37号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について討論 を行います。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

- ○中原 晶議員 反対です。
- ○竹原伸晃議長をれでは、中原議員。
- ○中原 晶議員 議案第38号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について、 反対の立場で討論に加わりたいと思います。

この提案については、一般会計からの繰出金も活用して、大阪・関西万博のマンホール蓋を購入するために、およそ30万円が計上されております。町内に3カ所、大阪・関西万博のカラーマンホールを設置したところで、機運醸成にどの程度の効果があるのか甚だ疑問であります。

世論調査で「万博に関心がない」と65%の方が答えており、住民感覚とのずれを感じざるを得ません。そもそも、大阪・関西万博はパビリオン建設の遅れだけでなく、会場建設費の大幅な上振れや、建設業の残業時間規制からの除外を検討されている問題や、舞洲の土壌汚染、またアクセスが2ルートしかないことから、災害発生時の避難への懸念など、命と安全を最優先するならば、舞洲での開催は中止の決断をするべきであります。

そのような万博の機運醸成のためのマンホール蓋の購入は、行うべきではないと考える立場から反対するものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第38号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)について計論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について討論を 行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号、令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について討論 を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号、工事請負契約の変更について(令和4年度町道西畑線道路改良工事 (その2))について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号岬町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

計論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第46号、岬町財産区管理会条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第46号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに替成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですかです。

- ○中原 晶議員 反対です。
- ○竹原伸晃議長 それでは、中原議員。
- ○中原 晶議員 認定第1号、令和4年度岬町一般会計決算の認定について、承服しかねる立場から討論に参加したいと思います。

昨年度の一般会計決算については、住民要求に応える前向きな政策が多く実施されたところでありますが、コロナ禍と物価高のもとで窮地に追い込まれている住民の暮らしを支える点では不十分であることから、賛成しかねるものであり、以下、その理由を述べます。

長引くコロナ禍から、住民と事業者を守る政策に取り込まれたことは、前向きに評価するところであります。

国からの臨時交付金を活用して、低所得世帯への現金給付や暮らし応援商品券の配布、水道基本料金の半額減免などに取り組まれました。

事業者支援金制度については、指摘した改善が図られなかったものの、取組そのものは評価するところであります。

学校給食費は、4月から9月までは半額減免でしたが、10月から翌3月までは全額が免除され、子育て世帯の暮らしを支えました。改めて、今後の恒久的な評価を求めるものです。

こぐま園に通う子どもたちの給食費の無償化については、保護者の切実な要望に応える温かみのある町政の具現化であります。保育所や幼稚園における給食費の無償化も継続し、妊産婦への支援の拡充にも取り組まれ、子育て支援策を継続・拡充している姿勢を評価するものです。

移住定住の促進を目指して取り組まれた各種補助事業や、奨学金返還支援事業などについては、

目標としていた規模に達した事業は少なかったものの、若い世代や子育て世代を財政面で支え、 励ますものであり、今後の制度の拡充やさらなる周知に期待するところです。

しかしながらもう一方で、繰り返し求めてきた事業における改善が見られず、国や大阪府の悪 政から住民を守れていないことも指摘しなければなりません。

各種相談事業についての均衡を欠く状況について繰り返し指摘してまいりましたが、昨年度事業においても、抜本的な改善が見られませんでした。

就学援助制度については、昨年度は小学校において15.7%と令和になって最多となったに もかかわらず、対象や費目の拡大が図られませんでした。

岬町シルバー人材センターへの活動補助金として、昨年度はおよそ1,000万円の支出が執行されましたが、理事による不正が疑われる深刻な事態が発生しております。いまだ全容が解明されておらず、厚生委員会で求めた資料の一部も提出されておりません。全容の解明が求められております。

男女共同参画プランについては、質疑を通じて第3次プランの策定に向けての見直し作業がまともに進められていないことが、総務文教委員会の審査を通じて発覚し、この分野における町の姿勢が大きく問われる深刻な事態であることが明らかになりました。今後の策定、さらなる見直しに大いに期待するところであります。

大阪府が進めてきた老人医療助成制度がなくされ、町としての何の手だてもとられない下で、 かつての対象であった皆さんの命と健康への影響が懸念されるところであります。

高齢者にとっては医療でも介護でも、国政の影響を受けて負担が増やされており、岬町独自の 対策を改めて求めるものです。

マイナンバー制度については、システム改修などが進められ、国の言いなりに紐づけ作業が進められています。制度の危険性については、これまでも主張してきたところでありますが、国民のあらゆる情報を紐づけして掌握し、国においては、社会保障のサービス抑制と負担増、もう一方で国民の情報を、大企業のもうけの種にする財界奉仕の政治に付き従っています。

1枚のカードにあらゆる個人情報を紐づける手法は、G7の中でも日本しかない。異常であります。地方自治体が国の悪政を推し進める役割を担わされていることを指摘しなければなりません。

以上、賛否を決しがたいところではありますが、国や大阪府の悪政から住民を守り切るという点では不十分と言わざるを得ず、決算の承認には賛成しかねます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

賛成ですね。

道工議員。

○道工晴久議員 それでは私のほうから、令和4年度岬町一般会計決算の認定についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

本会議場で、町長から令和4年度の成果報告、及び中口副町長からは令和4年度決算報告の説明を受けるとともに、各常任委員会におきましても私の所属するところからでは十分な質問をさせていただき、適切な答弁を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が、従来の2類相当から5類に移行され、コロナ禍からの正常化が進む一方で、ロシアのウクライナ侵攻を契機に世界経済の減速は懸念されております。

こうした中、我が国においても、原油・ガソリン・食料品価格などを中心に物価が高騰し、住 民の皆様には厳しい生活が強いられております。

このような影響が長期化する中、いろいろな困難に直面した住民の皆様を支援するため、町独 自支援策として、給食費の保護者負担金の減額、水道料金の基本料金の減額、事業者への支援な どに加えて、ひとり親家庭、妊婦、高齢者の方々などにさらに厳しい環境に置かれている方々に 対しても、きめ細やかな支援を行ったことに対して、私は高く評価をいたしております。

また、前回の令和3年度には、長年の懸案でありました超過課税を完全に撤廃し、令和4年度にはこれまで、長年独自減額を通じてこられた職員の給料や管理職手当につきましても、段階的に見直し、令和5年度からはこれらの減額措置が撤廃されております。

これからは岬町も例外なく少子高齢化が進むことで、財政面でも厳しい環境が続くことと思われますが、こうした中におきましても、田代町長におかれましては、引き続き、住民に沿って、住民の皆様が郷土に愛着と誇りを持てるようなまちづくりを、これからも続けていただきたいと思います。

このような観点で、しっかりと決算も頑張って無駄な経費は使わない。いろんな思いで頑張っていただいたことに対し、私は賛成したいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

- ○竹原伸晃議長 討論ですが、反対、賛成ときましたので、次、反対の討論の方、ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○竹原伸晃議長 それでは、賛成の討論の方。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 令和4年度岬町一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていた だきます。

令和4年度決算内容を詳しく見せていただきまして、住民に沿った行政サービスをしっかりと 実施されているということを大変感じました。

また、私の一般質問においても、本町の財政内容等について詳しく聞かせていただきまして、 行政一体となって黒字決算に向かってご努力されたことを、大変評価したいと思います。

よって、ここに賛成とさせていただきます。

- ○竹原伸晃議長 ほかに討論ござませんか。 松尾議員。
- ○松尾 匡議員 私からは賛成の立場で、討論させていただきたいと思います。

私からは、大きく2点、これは要望として申し上げて、これを改善していただきたく思い、それを提案していきたいと思います。

まずは1点目、ごみについての行政であります。

この令和4年度の決算で、私もいろいろ質問させていただきました。その中身としては、大き く資源ごみの行く末について御質問させていただきました。

その内容としては、今プラスチックごみのリサイクルがなされていないということもありますが、まだアルミ缶、そしてスチール缶、缶・瓶ですね、この辺りがしっかりとリサイクルなされていないという現状がございます。

今やSDGsが叫ばれて久しいです。そして、岬町としてもしっかりと社会的責任を全うしていただきたい。これを要望して賛成討論とさせていただきたいと思います。

またもう一点、町職員の皆さんの超過勤務手当の急増による働き方改革が、なされていないということを指摘申し上げます。

これについては私も日頃、職員の皆様の勤務を見させていただいている中で、やはり配置のマネジメントがしっかりとできているのか。そこになかなかメスを入れられていないのではないかということがあります。

それによって、職員の皆さんのメンタルケア、そしてメンタルヘルスの低下というのにつながっているのではないかと、私は懸念をしております。この件についてしっかりと検討、そして改善していただくよう要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

- ○中原 晶議員 賛成しかねる立場です。
- ○竹原伸晃議長 中原議員。
- ○中原 晶議員 認定第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成しかねる立場を表明したいと思います。

厚生委員会において、うっかり討論に参加し損ねましたので、この場で改めて討論を行いたい と思います。

来年度から国民健康保険の都道府県化が完全に実施されるに当たり、委員会で過去5年間の激変緩和期間における保険料の推移を確認させていただきました。一人当たりの年間保険料の平均をお聞きしたところ、初めはかろうじて9万円台だった保険料が、2020年度以降は10万円台に引き上げられ、来年度以降の統一保険料でさらなる引き上げが懸念されるものでした。

昨年度においては、若干の保険料の引き下げが確認され、その努力は評価するところでありますが、都道府県化そのものを行うべきでないと考える立場から、賛同しかねます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより認定第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

まずは、反対の方の発言を許可します。

中原議員。

○中原 晶議員

認定第3号、令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場から討論に加わります。

後期高齢者医療においては、75歳という年齢で強制的に加入させられる無慈悲な制度であることを繰り返し述べてきたところであります。保険料における低所得者対策が完全になくされ、重い負担のもとに置かれているにも関わらず、町独自の対策が取られず、昨年10月からの病院の窓口負担2倍化の影響も懸念されるところであります。制度の速やかな廃止を求める立場から、賛同できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和4年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を、起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定について討論を行います。 討論ございませんか。

賛成ですか反対ですか。中原議員。

○中原 晶議員 認定第6号、令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場から討論に加わります。

介護保険料については、第7期に引き上げられた高い保険料が8期も引き継がれ、準備基金からの繰入など努力が図られているとはいえ、重い負担に変わりはありません。国政上の制度改悪によって幾重にも負担増が押しつけられていることからも、保険料の軽減は切実な願いであり、決算認定には賛同しかねます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで、討論を終わります。

これより認定第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。 委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和4年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長の皆さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第47号、工事請負契約の締結について(いきいきパークみさき 5年災第1号災害復旧工事)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第2議、案第47号工事請負契約の締結について(いきいきパークみさき5年 災第1号災害復旧工事)をご説明いたします。

提案理由といたしましては、いきいきパークみさき5年災第1号災害復旧工事の施工に当たり、 工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を 求めるものでございます。

契約の目的は、いきいきパークみさき5年災第1号災害復旧工事、契約の方法は、制限付一般 競争入札でございます。

契約金額は6億3,789万円、うち消費税及び地方消費税の額が5,799万円です。

契約の相手方は、大阪府摂津市東正雀2番3号、株式会社永商興産、代表取締役高原紀夫でございます。

契約の経過及び工事概要につきまして、ご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果(経過)調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和7年11月28日まで。

入札年月日は、令和5年9月4日でございます。

入札予定価格は、税抜きで7億7,557万3,000円となっております。

入札予定価格が、3,000万円以上のときには、低入札価格調査制度を適用しており、調査 基準価格は税抜きで6億5,494万6,000円と定め、事前に公表を行っております。同じ く入札予定価格が3,000万円以上のときには、失格基準価格を設けており、執行基準価格は 税抜きで5億5,453万5,000円と定め、落札者の決定後に公表を行っております。

本町では2億円以上の工事を発注する場合は、一般競争入札で実施することを定めており、本工事の発注に当たっては、工事の施工能力を確保するため、経営規模、同規模の土木工事の実績、技術者の配置などを入札に参加するための条件として定める条件付き一般競争入札を実施いたしました。

入札には調書記載の10社から応募があり、3社が事前辞退し、7社が応札し、3社が調査基準価格を下回りました。

最低価格で入札を行った業者は、失格基準価格を上回ったことから、この業者から入札価格の 積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、9月11日に関係課の 職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行 が確保されるかについて調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、町の設計額を下回っておりますが、必要な項目の積算が行われ、根拠となる見積書も添付されており、自社所有の重機の活用や協力事業者の協力によって経費削減を図ることで、事業経費を抑えることができるとの説明がありました。

今回の工事は法面・地滑り工事ということで、本町ではあまり実績のない工事であることから 大阪府にも協力をお願いし、技術的な確認について助言もいただいております。

必要な項目についての積算が行われており、同規模の土木工事の施工実績を有することから、 契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して、9月13日に 仮契約を締結いたしました

なお、落札率は、予定価格の74.8%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要は、災害復旧工事一式で、主な工事内容としてグラウンドアンカー354本、延長6,991メーター、排水横ボーリング62本、延長を2,199メーター、園路復旧延長43メーターとなります。

3ページに工事場所を記載しております。

工事箇所は、いきいきパークみさきの西側の法面の3カ所となります。

4ページ以降には、各法面の平面図と断面図、10ページには、主要工事のグラウンドアンカーの構造図、11ページには排水横ボーリング工の一般図を添付させていただいております。

本件につきましては、6月21日に国の災害査定が認められ、6月27日の議会において補正 予算の議決を頂き発注の手続を進めてまいりましたが入札手続きに時間を要したため、追加提案 となりましたことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案の概要でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ただいま説明をお聞きしましたが、その中で1点心配なところがあります。

入札の経過と結果の報告で、低入札の調査委員会を行う必要があり、点検をしたというご報告がありました。その中で平たく言うと、なぜ安い金額で工事できるのですかというところの確認を行ったという中で、協力会社の協力というような言葉があったと思います。それは要するに、この今回の落札業者が依頼して、いろいろお仕事を一緒にしてもらう、そういう協力会社に安く仕事をしてもらうということかと思ったのですが、その辺りの私の不安に対して何かお答えいただけることがあれば、お聞きしたいというのが1点目です。

それから、そもそもなことをお聞きするのですが、地滑りがあり、工事をしないといけないようになったと。それはもう仕方のないことなので、できるだけ早く安全確保という意味でもやるべきだとは思うのですが、そもそもその元の工事に問題はなかったのだろうかということをふと思いましてね。

この土地については、関空を埋め立てるために土砂が必要になり、あの山を切り崩して土砂を 運び出してと。その後、もちろんきちんと設計をされて工事をされたのだろうとは思っているの ですが、なぜ地滑りが起こったのだろうかと。想定外の降雨があったということなのかというふ うに想像しているのですけれども、もともとの工事に問題はなかったのか、もう防ぎ切れないよ うな原因があって、今回こういった復旧工事が必要になるということになったのか、その辺りに ついての説明を改めてお聞かせいただきたいと思います。 併せて、この工事はやはりきちんとやらなかったら、さらにその地滑りが大規模に発生するという懸念があるということなのでしょうか。その辺りの被害への懸念についても、お聞きしたいと思います。

それから、今回資料をたくさんつけていただいて、工事の専門家はきっと分かるのでしょうが、 私は残念ながらこのつけていただいた平面図とか、標準断面図などを見ても、あまりよく分かり ませんでした。何かもう少し分かりやすい資料を今度からつけてもらえないかと、個人的には希 望しておきたいと思います。

その上で、3ページに工事箇所図ということで全体像が載っています。この赤い線は一体何なのか、分からないのです。赤い線で何箇所かというか、大分囲まれているのですけれどね。ちょっとその線についての何というか、説明が記載されていないので、この赤は、一体赤い線は何だろうかと思いながら見ていましたので、お聞きしておきたいということと、T2、T3、T4とアルファベットの、T2・3・4というふうになっているのですが、「T1はないのですか。」と思いながら見ていたので、お答えをいただきたいと、より理解を深めたいと思いますので、お願いいたします。

- ○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。
- ○西総務部長 まず、1点目の事業協力事業者の協力ということでございますが、この事業者につきましては大阪府内でも中規模の事業者でございまして、こういう工事を施工する際には、協力事業者の協力を得ながら日々工事をしていると聞いております。

そういう付き合いのある事業者ということでございますので、費用を抑えることができるというようなお話を聞いておりますが、それ以上のお話は我々としては聞いておりません。

まず2点目の地滑り箇所の元の工事、法面の元の工事が問題なかったのかという点でございますが、この点につきましては、我々も当初はこういう地滑りが起こったというのは、工事に問題があるのではないかということで、大阪府とも話をさせていただきました。

また、国においても災害査定を受ける際には、そういう当初の工事に問題がなかったのかとい う点も議論になったところでございます。

この点につきましては、コンサルも交えながら調査したんですけども、この災害の元になったのが平成29年・30年の台風等に伴う大雨が原因となっておりまして、そのときの降雨が総雨量300ミリを超えるというような、今までにない大雨が降り、本町の各所においても大きな被害をもたらしたものでございます。

そういう状況も踏まえながら調査したところ、当初の想定した以上の大雨による地滑りが原因

ということで、国においてもこれは当初の問題ではなくて、災害であるという認定を頂いたところでございます。

3点目のこの工事をやらないと大規模なものが発生するのかということでございますが、先ほどの図面のところにもありますように、ちょうどこの法面の下には企業さんの進出した企業誘致のエリアになっておりまして、シャープの太陽光発電所などがもう既に操業されているところでございます。

このまま放置することによりまして、さらに地滑りが発生しますと、下の事業者にも影響を及ぼす。また、公園内の道路も使えなくなるというような被害が想定されることから、災害復旧を進めるということで、国のほうも必要性を認めていただいたところでございます。

4点目の図面につきましては、申し訳ございません、ちょっとできるだけ分かりやすい図面と思ったんですけども、なかなか専門的な技術者が見るような図面になっておりまして、分かりにくい図面になっているかと思いますが、基本的にはその法面と法面の断面を記載させていただいておりまして、例えば4ページのほうに青い線と赤い四角というか線とありますが、青い線は横ボーリング工が実施されるところ、それから赤い四角と線が入っているところは、グラウンドアンカーを打つところというイメージで見ていただきたいと思います。それと、赤い枠で囲っておる部分が、地滑りが見られるエリアということになってまいります。

5ページの断面図につきましては、赤い線が地滑りの発生している断面ということで、このエリアが地滑りが発生しているということで、このエリアを貫通するような横ボーリング工、それからグラウンドアンカーを打って、その法面を抑えるという内容になってまいります。

それと、5点目の3ページの赤い枠で囲っている部分でございますが、これは都市公園のエリアを示しておりまして、多目的公園については公園エリアと事業活動エリアがございます。今回 災害で認められたのは、都市公園が被災したことに伴う災害復旧として国で認めていただいておりますので、その公園のエリアを表すようにしております。

最後に、T2、T3、T4、これの表現ですけども、Tというのは法面を表しておりまして、T1の法面というのがちょうどこの飛行機池がありますが、その飛行機池の南側、下側ですね。下側の法面がT1の法面と名付けております。そこから始まって、左側の法面がT2の法面、その次の法面がT3の法面、そしてその次の法面がT4の法面ということで、位置を表示するための表記ということでご理解をいただきたいと思います。

- ○竹原伸晃議長 中原委員。
- ○中原 晶議員 図面の見方が、少し分かりました。

1点だけ要望しておきたいのは、ご説明のあった付き合いのある事業者の協力というところです。私もこういう何というか、事業の関係は決して明るくありませんけれども、下請けにいくほど安い賃金になっていることが問題視されておりますので、そういうことのないように。ここから先はなかなか町から言っていくのは難しい。公契約制度とかも持っていないしね、難しいとは思いますけれども、安い事業のしわ寄せが弱いところに押しつけられるということのないようにしていただきたいと、この場では申し上げておきたいと思います。

- ○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。 松尾議員。
- ○松尾 匡議員 私からは2点質問をいたします。

この工事をして、何年ぐらい今後地滑りが耐えられるのかというのが1点です。

2点目、この工事をしたことで、そのほかの箇所にも同じような地滑りを誘発する可能性はないのかどうかというのを、お聞きしたいと思います。

- ○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。
- ○西総務部長 まず、1点目の工事として何年もつのかということですけども、基本的にはこの工事をすることによって、地滑りが発生しないようにするということですので、あと定期的な管理等も必要になっていますけども、基本的には永久的に問題がないと。想定外のまた大雨とか、そういうのがない限りは大丈夫と判断しております。

2点目のほかの箇所の地滑りの部分でございますが、今回の地滑りが発生した後、大阪府とともに多目的公園内の全ての法面についての地滑り調査を実施いたしました。当初はT2だけ地滑りがあると考えていたのですけども、その調査の中でT3・T4のほうにも地すべりが発生しているということが分かりまして、今回併せて地滑り対策を実施するということになりますので、今回の工事をすることによりまして多目的公園内の地滑りについては、今後の心配はなくなると考えております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷﨑議員。

- ○谷崎整史議員 この6億3,700万円の予算の構成というのですかね、見通しはどうなっているのでしょうか。
- ○竹原伸晃議長 寺田政策推進監。
- ○寺田企画政策推進監 谷﨑議員のご質問にお答えさせていただきます。

契約金額のほうが6億3,789万円ということになりまして、議会の議決を経まして、2年 7カ月想定しております。

財源負担の考え方でございますけれども、全体額のうち公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 法に基づく国庫負担金として、三分の二に当たる4億2,547万3,000円が財源措置され ます。残りの三分の一に当たる2億1,241万8,000円のうち、90%が起債対象となっ ておりまして、うち95%が地方交付税として財源措置されることとなります。

また、起債対象外及び地方交付税の措置以外5%については、全体で3,087万3,000 円を見込んでおりまして、こちらにつきましては大阪府が三分の二、岬町が三分の一を負担する 協定を締結してございます。岬町ではこの工事に関しましては、1,029万1,000円の負 担が生じると見込んでおりまして、多奈川地区多目的公園管理基金を充当する予定としておりま す。

また、事務経費としまして特別交付税による措置がありまして、災害復旧事業費の全体額の 2%として1, 275万7, 000円、また、その他として1, 275万7, 000円の50% 分として、637万8, 000円が特別交付税で措置されることとなり、合計で1, 913万5, 000円が特別交付税として措置されることとなります。

- ○竹原伸晃議長 谷﨑議員。
- ○谷崎整史議員 確認で、町の負担が6億3,700万円に対して1,029万円が町の負担単費で、かつ1,913万5,000円ほどが別途入ってくるという考えでよろしいですか。
- ○西総務部長 企画政策推進監、寺田武司君。
- ○寺田企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、工事に関する町の負担額は1,029万1,000円が、現時点で生じると試算しております。また、特別交付税による措置の合計額が、試算上ですけど、1,913万5,000円になるというところでございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第47号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第48号、副町長の選任についてを議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。 町長、田代 寿君。

○田代町長 日程第3、議案第48号、副町長の選任について、同意を求める件についてご説明申 し上げます。

本町では、さらなる地方創生事業の推進を図るため、本年4月より国土交通省から上田副町長を迎え、地方創生や深日港の活性化、特に深日・洲本航路の再生に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

他方、新たなみさき公園や公民館、図書館等の整備など、町の活性化に資する事業をはじめ、 町道西畑線の拡幅整備など道路政策の推進が本町の重要課題となっております。これらの案件に 着実に対応し、調整を停滞なく進めるため、本年9月をもって4年間の任期満了を迎える中口守 可副町長を引き続き選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるもの でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

中口氏は、昭和50年5月に岬町に奉職されて以来、様々な部署の要職を歴任した後、平成23年10月より12年、私の補佐役として豊富な行政経験を生かし町政運営に当たっております。中口氏は、人格・見識とも優れ、実行力・主導性に富み、職員や地域の信望も極めて厚く、これまでその重責を着実に果たしており、副町長として適任であると考えますので、その再任につ

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

いて、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷﨑議員。

○谷﨑整史議員 2、3点伺いたいと思います。

一般質問におきまして、町の組織体制が硬直しているのではないか、見落としが出ているのではないかということを申し上げましたが、中口氏個人の属人的、個人の性質についてのことではございません。組織論としまして、既に今回でもう12年同じ副町長に在籍しておられると。それ以前も町の職員を経験しておられると、決して選挙で選ばれて来た人ではございません。組織論的に同じ人物が同じポストに長いこと留まるというのは、非常に組織の偏在、あるいは考え方の硬直、またこの間の一般質問ではシルバー人材センターの不祥事について、そういう12年間の弊害のうちに、その最近の3、4年においてそういうことが発生したのではないかという問い方をしたのですが、同じ人物が組織というのは余人をもって変えていく、そういう組織体であるべきであるというふうに考えております。それはどこの会社でも同じようなものでございます。行政においてだけ長期にわたって不変であるということは、いかがなものかと考えますが、いかがでしょうか。

- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 谷﨑議員の質問にお答えさせていただきます。

長きに渡って、副町長を歴任したことについて、組織上問題はないのかと。質は落ちてないかという、厳しいご意見ですけれども、私はそうは思っておりません。

やはり特別職というのは、職員とはまた違って、政治的にまた対外的に、そして各団体との交渉、そういったことについては、やはり過去の経過を十分熟知した中で、その経験が生かされるわけであって、単なる短期的にその特別職を務めることも、それは議員ご指摘のこともあるかと思いますけども、今岬町行政は財政の立て直しに必死になっておるところであります。もうご存じのとおり一歩も後ろに下がれない状態から、ようやく一歩前進できる状態まで来た、このことはやはり中口副町長が私の補佐役として、各部署また各関係、そういった方々に対する意見、そういったものを十分拝聴しながらやってくれたからこそ、こんにちの岬町の厳しい財政状況をある程度前へ進めることができたのかなと私は思っておりますので。

それと、長ければいいという問題を私が言っているんじゃなくて、長くて、やはりそういった 岬町の状況においては、それなりの経験豊富の方がその重責を担うことが一番大事であると、こ のように私は感じましたので、今回ご提案を申し上げております。

さらに、シルバー人材センターの話が出ましたけども、あたかも何か問題が行政にあるかのようなご質問ですけど、全くそういうことはございません。補助金としては、私どもは支援しておりますけれども、これは高齢化社会を迎える中で、そういう高齢者対策をやっていく、そういった中で、あくまでその業務の責任者は、シルバー人材センターの中での問題でありますので、行

政がその中にタッチすることはできないのかなと、このように思っております。これは過日の一般質問等で谷﨑議員からありましたけども、私はそのことについては、あまりそういった中へ入るべきではないという判断から、私はそういう答弁をさせていただいております。

ただ、一つだけ言えるのは、補助金を出しておるから、チェック機能はしっかりしているのかということはあるとするなら、私どもは福祉部局の部長である松井を理事として出席させておりますので、その中では、私にはそれまでの報告は今理事会で諮られている問題のみでありますので、その点を付け加えておきます。

- ○竹原伸晃議長 谷﨑議員。
- ○谷崎整史議員 補助金につきましては、岬町から980万円、国から府を通じて980万円、2,000万円近い補助金が出ている団体に対する管理のことでございます。
- ○竹原伸晃議長 失礼いたします。 人事案件でお願いいたします。
- ○谷崎整史議員 人事案件のほうでは、以前町長に申し上げたのですが、非常に有能な方であれば 組織構成上考えて、嘱託なり参与として十分ご活躍いただけるのではないかとも申し上げました。 そういう点もよく考えて、組織というのはポストで成り立っておりますので、組織の人材育成に 失敗しないように、お務めいただきたいと思います。
- ○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。 谷地議員。
- ○谷地泰平議員はい、私からは、副町長の複数人制について、お伺いしたいと思います。

岬町は、地方自治法の改正で平成18年から助役の代わりに副町長を置くというところで、平成19年副町長の定数に関する条例を定めて、2人以内と設定しているところですけれども、全国的に見たときに総務省の公表している地方自治月報の第60号というところに、副町長の定数に関する調査の記載があるのですけれども、そちらのデータによると、町村で926あるうち複数人の定数を設定している自治体が37、そのうち実際に複数人置いているところが14で、割合でいうと1.51%という形で、それほどやはり多くないんですね、この構成というところが。当然各自治体によって状況も違いますし、運用の仕方というところは、その自治体で考える部分ではあると思うのですけれども、その複数人を置くことによるメリットとか、こういった効果があるという、その辺を説明していただければと思います。

- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

全国的なデータの中でご質問をいただいていると思うんですけれども、先ほども谷﨑議員の質問に対してお答えしたとおり、今岬町が置かれている立場、これは各市町村ともおのずから違ってくると思うんですね。特に、岬町はよく議会の皆さん方にご指摘を受けて、本当に申し訳ないと思っていますけども、過疎指定を受けるぐらいの厳しい状況にあるということをまずご理解をしていただきたい。

それと、副町長というのは、万が一、私に何か起きたときにそれを補佐して、そして町政運営を担っていく、そういった心がけがない限り、またそれには経験豊富でない限り、その任務に当たることはできないのかなと私はそう思っております。

私も生身の体ですから、もし万が一、住民の皆さん、また議会の皆様方にご迷惑をおかけするようなことがあった場合、直ちに私に代わって陣頭指揮を取っていくのは、副町長であろうとそのように思っておりますから、そういったことを考えますと、長いからどう、短いからどうという問題じゃないと思います。私と一心同体で、本当に体を張ってやっていただける副町長は、一番私は町民にとって大事であろうという意味から、今回ご提案を再度させていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

- ○竹原伸晃議長 谷地議員。
- ○谷地泰平議員 はい。今回の選任というところは、町長の回答を頂いたところかと思うのですけれども、複数人置くという部分に関して、恐らく役割分担とか、そういったところが考えられるかと思うのですが、そちらについて回答をお願いします。
- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 谷地議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁漏れかも分かりません、失礼しました。

役割分担は決めております。国からおいでいただいている上田副町長については、地方創生の 事業、そして深日港洲本航路の活性化事業、そして私が特別指示をする事業に決めております。 中口現副町長については、各部署の総括を務め、そして災害時のときの災害対策副本部長、そ ういったものを任命しておりますので、組織上は分野としてきっちり分けて組織上やっておりま すので、その点は問題ないのかなとこのように思っております。

- ○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。
 - 松尾議員。
- ○松尾 匡議員 私からも質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど町長も何度か言われているところで、重複するところはあるかもしれませんが、

私から今一度町長にとって、副町長の役目というのを端的に、そして分かりやすくもう一度お答えいただきたいと思います。

- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 中身については、これは担当の方が一番詳しく分かっておりますけれども、特別職としての副町長の任務についてお答えしますと、先ほど谷地議員の質問にお答えさせてもらったとおり、やはり岬町全般にわたる、私に代わってやれる範囲内、私が一応最終的にはやっぱり判断する、陣頭指揮するわけですけれども、例えば組織上、総務から福祉、そして産業、そういったことも含めて各部長とのそういった打合わせ、そういったいわば事業化、また町政運営を進めていく中で、私の補佐役を務めていただいております。

対外的に行事ごとにしても、私の予定がバッティングする場合が多々あります。そして現在町村会の会長をさせていただいている関係上、どうしても大阪府、国へ出張する場合が多いんで、そのときには中口副町長が代わって、また上田副町長が関係のところは、代わって行ってもらったり、そういった中で現在ではお互いにフル回転で、結果、3人おって行けないところが出てきている、欠席をやむなくしなければいけない、そういう状況もあるのかなと思っております。

そういった多岐にわたっての特別職、副町長の仕事でありますので、一つ一つ挙げれば私は切りがないと思いますので、内容等については、後ほどまた担当のほうから組織の内容については、必要とあれば説明させますけども、現時点では私の補佐役ということで、私に代わっての全般にわたる業務をやっておるというふうに理解していただいたらいいのかなと思っております。

- ○竹原伸晃議長 松尾議員。
- ○松尾 匡議員 町長のご回答、理解できました。

その中で、町長、副町長、3人いらっしゃって、イベント等で町長がいけないところは、副町 長が行かれているということで、これは特にイベント等であれば、副町長でなければならないと いうことは特にないと思うんですね。私の考えでいくとね。ほかの例えば、部長クラスの方でも いいのかなと私は率直に感じたところであります。

少し質問を変えるのですが、私先ほど別議案でも職員さんのことを申し上げたのですけれども、この岬町での中途退職者というのが、平成30年度より急増しているんですよね。定年退職者も多いのですが、職員の数は減少して、最近では常に求人を募っている状態が続いているということで、それが見て取れると思うのです。

この離職率、辞められる率ですよね。ほかの自治体ではどうかなのですが、国の統計では、地方公務員の一般行政職の離職率というのは、おおむね1%未満ということなのですが、それに対

して岬町はというと、正規職員数平成30年度でいうと160人、令和元年度でいうと166人、ともにそこから7名の中途退職者がいらっしゃると。そして、令和2年度でいうと、174名に対して9名中途退職された。令和3年度でいうと171人に対し5名の中途退職者がいらっしゃいますから、離職率は直近4年間で平均大体4%ほどあるということなんですよね。つまり、ほかの市町村と比べて、約4倍近くも離職率が高い状況に岬町はあるということです。

また、長期休務者、いわゆる仕事上のストレス等で心身不調により長期休暇を余儀なくされている方についても、これについても一般財団法人の地方公務員安全衛生推進協会と国の総務省が出した総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会報告書の中に、令和元年度の資料はちょっと見つけられなかったのですが、令和2年度と令和3年度のメンタルヘルス不調による長期休務者の状況が記載されていまして、全国の町村の公務員の数に対する長期休務者の割合というのが、令和2年度では2.1%、令和3年度は1.2%となっているのです。それに対して岬町は、令和元年度から3年度の長期休務者の平均というのが約3.5%、つまりいずれもこのほかの、これも町村に限って言うと、ほかの町村よりも長期休務者の割合が高い水準であるということになっております。これは大変多い数に思えるのですが、これを問題・課題だと認識して、何らかの対策、もしくは対応をされてきたのかどうかというのをお聞きしたいというのが、一点というのと。

その総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会報告書の中には、地方公務員のメンタルヘルス対策の必要性をうたっており、メンタルヘルス対策の取組の方向性として、2番目に重要なこととして段階に応じたケアの充実、3番目には、ハラスメントの防止、そして4番目には、働き方改革、5番目には、関係部署間の連携による総合的な対策の実施、そして何よりも重要なこととして1番目にここです、「トップのリーダーシップとして、メンタルヘルスは重要課題であるということを、組織のトップである首長が十分に認識し、強いリーダーシップを発揮して全庁的にメンタルヘルス対策に取り組むことが必要」と論じているんですね。

この9月議会の事業委員会の決算認定の審査でも、私はある部署の超過勤務手当、いわゆる残業手当の異常な支払金額の数値から、過酷な労働実態を読み取り、人員配置のマネジメントができていないことや、総じてメンタルヘルスの対策も十分なされていない懸念というのを指摘させていただきました。

そのメンタルヘルス対策や人員配置のマネジメントで一番重要だと言われるのが、先ほど言いましたトップのリーダーシップが発揮できているかどうか。この地方自治法第167条において「副町長の役目というのは、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、そ

の補助機関である職員の担当する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の職務を代理する」と定められております。

つまり、この中途退職者と長期休務者の増加は、各組織が行う事務を監督する職である副町長としての責務を全うできていないが上の状況とも言えるのではないかと思うのですが、12年間副町長をされてきた同氏ですけれども、町職員が心身ともに健やかな状態で職務を全うできるような、活気ある環境を作れているようには、数値の結果もしくは実際の役場内の雰囲気からもなかなか感じられないのですけれども、こんな今の状況でも任命権者であり、提案者である町長におかれて、今までその役目を果たされたと思われているかどうか、お聞きしたいと思います。2点お願いします。

- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

人事の中身については、これは今日の副町長の専任とはちょっと内容が異なるのかなと思っていますので、それについては多くはお答えしかねますけども、ただ、副町長としての責任はしっかりと果たしてきたと、私はこの4年間そう思っておりますし、過去12年間もそういうふうに思っております。

そういった中でいきますと、この退職者が増えてきている、よその自治体に比べてパーセンテージが高いとおっしゃるけれども、これは職場環境もあるだろうし、いろんな個人的な家庭の事情もあるだろうし、体調やっぱり健康的な問題もいろいろ様々な問題があります。

私は部長のほうから報告を受けてその都度判断をし、やむを得ないなという判断をするわけなんですけども、それがすなわち副町長の責任になるのかなと、私はそう思っている。人事権はあくまで私が責任者ですから、私の責任だと思っております。

しかし、今の岬町の状況からいきますと、賃金にしても非常に厳しい中で頑張ってくれておるのかなと思っておりますし、先ほどその超勤が非常に高い率を言われましたけれども、これは振り分けをきちっと各人事の担当が予算を組むときに財政と調整をして、各部に対しての超過勤務時間というのはちゃんと割り振りをしているんで、その範囲内できっちりやっていますから、それを超えてやる場合は、その担当部長が判断をしているんじゃないかなと私はそう思っていますので、その辺は今日の案件の中で指導力が足りないんと違うかと言われますと、それはその辺は今後十分気をつけてしっかりと監督をするようにということは、申しづけるぐらいですけども、今松尾議員がおっしゃっているようなひどい環境ではないということだけ、ご理解賜りたいと思います。

しっかりと職員さんも一緒になって、私どもと仕事を町のためにやっていただいていると、そのように理解していますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 少し待ってくださいね。

もう少しでお昼となりますが、この議案第48号を終えるまで進めたいと思います。 御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○竹原伸晃議長 それでは、質疑を続けます。 松尾議員。
- ○松尾 匡議員 先ほど町長からの御答弁を頂きました。

まずは、その副町長、人事に関して、その職場の環境づくりというのは、副町長の役目ではないというふうに今断言されたわけですけれども、ここに地方自治法第167条において、副町長の役目というのは、やはりその全体の担当する事務の監督であったり職務を代理する、要はその職場の環境づくりにも値すると思うんですよね、職務としては。

それなので、それを今後もされないのかという懸念は、今感じたところであります。

もう一つ町長が言ったように、その超過勤務の予算というのは、前年度の数字を踏襲して、しっかりと議論した上で予算を組んでいるんだということなのですけれども、私が申し上げたのは、今回のこの決算認定において、要は予算よりも倍近く、その超過勤務の手当が支払われているというこの現状なんですよね。この現状に対して、これは今までの前の年度よりもかなり職員さんが大変な目にあっているのではないかという懸念を、これは事業委員会でも私提案させてもらったところですよね。ここが結局、要は職場内の今の現状というのが把握されていないのではないかという懸念を持って事業委員会でも言いましたし、そして今も言っているわけですよ。

そうすると、さきほども言いましたけれども、メンタルヘルスのその低下にもつながってくる。 要は、大変な仕事を遅くまでする。そして、次にも続かない。そうしたらどうなるのかと言うと、 やはり心身に不調をきたしてくる。それで、私が先ほど申し上げた、休む、長期休職されている 方も増えている、辞める方も増えているということにつながっているのではないかというふうに 思うんですね。

最後の質問させていただきたいと思います。

私、今年の9月6日の私自身の一般質問で、先日の岬町で起きた直撃した台風7号で発生しま した停電災害時に、岬町の災害対策本部で起きた、私からすると問題ある出来事というのを、こ の機会でお伝えをしました。 「防災行政無線を使って停電が復旧する時期などの情報を放送してほしい」というある住民の 方の切実な願いに対して、そのときは中口副町長が対応されておりましたので、そこの内容とし ては、端的に言うと、「岬町は電力業者ではないと。お門違いなので、放送はしない。」という 趣旨の強い口調で、少しまくしたてたような感じで言われていたこと。そして、それに全く関係 ないような、「停電ケースが多いと言ってきているが、何件やねん」ということだったり、「あ んた」という言葉を使っていましたけれど、「どこの人や」と。そして、「今からあんたところ が停電しているか、見にいったろうやないか」と。ちょっと住民に対する物言いとして問題ある 言動に、別件で災害対策本部に来ていた私が止めに入ったときでも、私に対して「あんた、関係 ないやろ」という始末でしたね。

その後、住民の方が、町長の知り合いであることが分かった途端に態度が豹変して、一変停電 の復旧見込みの時期を防災行政無線で放送するに至りました。そのことを一般質問で述べさせて いただきました。

これについて、災害対策本部内の情報伝達機能の在り方とともに、町長の知り合いかどうかで 態度が変わる副町長の住民対応は、不平等でないかと。それ問題じゃないかと、私は述べたとこ ろであります。

町長は、一般質問の中で出来事をお認めなり、謝罪されましたけれども、通常であれば、そのような不始末を起こしたのであれば、その住民の方へ謝罪に行くべきではないのかなと私は思うんですけれども、この事件以降、中口副町長はその方へ謝罪へ行かれたかどうかというのをお聞きしたいと思います。

あと、この出来事はまさしく町長に代わっての住民対応の最中にあったものであり、しかも災害対策本部という危機意識と危機管理が求められる中で、既に停電という災害に見舞われて困っている方が多い中での問題対応が露呈したわけですが、最後、町長はそれでも町長不在のとき、町長の代わりとして中口氏を岬町の代わりのトップとして、職務を任せられる人という認識でいらっしゃるのでしょうか。中口氏に全幅の信頼を置いているのかどうかというのを、お聞きしたいなと思います。

- ○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 お答えさせていただきます。

災害対策本部のときの内容は、幾分話の内容が違うように私は思います。当初は危機管理監と 当人といろいろ停電について苦情を言ってこられた方のやりとりがあって、その中で最終的に危 機管理監に向かって「放送を自分がやるから、放送室へ入れよ」と、そこまで迫られて、危機管 理監は困って、それでそれを見かねた副町長が仲介に入ったと、私は詳しい内容はちょっと離れていましたから聞こえませんでしたけれども、その辺はどちらに非があったかなかったかということについては、当人同士の話ですから何とも言えませんけども、放送は知り合いやからやったとおっしゃっているけど、そうじゃないんですよ。何回もこれは言っています。関西電力との連携を密に取りながらやっている中で、情報がなかなか入ってこない。それで松尾議員も訂正してもらわないかんと思う。絶対間違いですわ。そういうふうに解釈されると、これ本会議ですから、会議録もちゃんと住民に情報提供しているわけですからね。その辺はしっかりともう1回危機管理監に聞いていただいたらいいと思います。それだからやったんじゃなしにですね、後でそれについては人事案件と違いますので、また後日でも聞いていただいたらいいんです。それは全く違います。

と言いますのは、後日、本人から私に謝罪がありました。これは言いたくなかったんですけれども、「もうそのときは自分がかっとなって、言いたいことを言ってすまなんだ」と言うて、私との電話のやりとりで、「ああ、もうそれはいいよ」というふうにして、その後、松尾議員と一緒に役場へ来られたときも、同じように「町長、あのときはすまなんだよ」と頭下げられた、目の前に居てはったと思うんですけども、そういう状況であったということも理解していただきたい。本人さんとしたら、親御さんの暑い中で、クーラーがつかないというものがあって、親に対する思いやりからそういう憤慨をされてきたというのも、本人自ら私に説明をされているんですから、そのときの状況をやっぱり判断して発言をしていただきたいなと思います。

中口副町長については、そういった対応はきちっと、ですからそういうトラブルが起きたときに中に入って、自分が自ら対応しているというのも、きちっとやっておるということも理解していただきたい。その上に立って私は信頼できる副町長だと思って、再度皆さん方に提案を申し上げているということをご理解していただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これで議案第48号、副町長の選任についてを起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 お諮りします。

ここで暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩とさせていただきます。

再開は、午後1時10分から再開いたします。

よろしくお願いいたします。

(午前12時10分 休憩)

(午後1時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

午前中の議案の続きを行います。

ただいま副町長の選任について同意され、令和5年10月から副町長に再任されます中口守可 君から皆様にご挨拶したい旨の申出がありますので、これを許可します。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 この場をお借りしまして、貴重な時間申し訳ないですけども、一言挨拶させていただきます。

先ほど選任の同意いただきまして、今後とも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

思い出すんですけども、平成23年、2011年から田代町長の下で副町長の選任を受けて以来、はや12年たつわけでございますが、一日一日が勉強で、何とか12年田代町長並びに職員の皆さんから職責を全うさせていただいたと思っております。その上で、議会の皆様にも、ここまで叱咤激励等々を受けまして、選任を同意いただきまして、本当にありがとうございます。

今、第5次総合計画において、「みんなでつくる、恵み豊かな温もりのまち"みさき"」を目指して、職員一同頑張っております。今後とも皆様のご教授を受けながら、この職責を全うして

いきたいと思います。

先ほど選任に当たっての叱咤激励の言葉も十分頭に入れまして、田代町長の下、補佐役として 全うしていきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 今後とも岬町の発展のために、ご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第4、岬町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第4、議案第49号岬町教育委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。 岬町教育委員会委員、奥野早苗氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議 会の同意を求めるものでございます。

奥野早苗氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

なお、教育委員会委員の任期は4年となります。

以上、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議質疑なしと認めます。

これより、議案第49号、岬町教育委員会委員の任命についてを起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 お諮りします。

日程第5、議案第50号岬町公平委員会委員の選任についてから日程第7、議案第52号岬町 公平委員会委員の選任についてまでの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって日程第5、議案第50号から日程第7、議案第52号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本3件において提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第5、議案第50号、日程第6議案51号、日程第7、議案第52号、岬町公平 委員会委員の選任についてを一括してご説明申し上げます。

最初に、日程第5、議案第50号岬町公平委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。 岬町公平委員会委員四至本晴夫氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について地方公務員法第9条の第2校の項の規定により、議会の同意を求めるものでご ざいます。

四至本晴夫氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程第6、議案第51号、同じく岬町公平委員会委員の選任についてのご説明を 申し上げます。

岬町公平委員会委員の西本幹生氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

西本幹生氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程第7、議案第52号、岬町公平委員会委員の選任についてのご説明を申し上 げます。

岬町公平委員会委員、北村登秀氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について地方公務員法第9条の2、第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 北村登秀氏の経歴についても、議案書裏面をご参照ください。 なお、公平委員会委員の任期は、4年となります。 以上、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本3件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

- ○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。
- ○川端まちづくり戦略室長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

公平委員会の業務につきましては、今中原議員の方からご説明していただいたとおりであります。

活動につきましては、現在のところ職員からの審査請求等が出ておりませんので、実際の活動としましては、年に1回、委員会の開催義務がございますので、本町の人事組織の状況など様々な取組や課題を知っていただき、ご意見を伺う場として、年1回会議のほうを開催しております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷﨑議員。

- ○谷崎整史議員 4年前にも一度申し上げたのですが、再任、再任、再々再任という方が非常に多いということで、もう少し枠を広げたらどうかとかですね、そういうことも申し上げたように覚えていますが、定数とか改善とか、先ほども教育委員会のところでもってまとめてと思ってこちらで質問させていただくのですが、いかがなものなのでしょう。同じ人が再任されているということで、定数を増やすとか、そういうことはできないのでしょうか。
- ○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。
- ○川端まちづくり戦略室長 谷﨑議員のご質問にお答えをさせていただきます。 委員の再任期間が長いのではないかというご質問であるかなというふうに考えております。

任命させていただいている3名の方につきましては、人生経験も豊富で偏った見解を示さず、 人事行政に関し、しっかりとした見識をお持ちの方であるということで、選任をさせていただい ております。

今後につきましても、本町のためにご尽力いただくことを、切に願っておる状況です。

- ○竹原伸晃議長 谷﨑議員。
- ○谷崎整史議員 定数の検討とかはされないということですかね。条例か何かでもう決まっていて ということですか。
- ○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。
- ○川端まちづくり戦略室長 定数につきましては、3名ということで続けております。3人で合議制をもって対応していきたいと思っております。
- ○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第50号、岬町公平委員会委員の選任についてを起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第51号、岬町公平委員会委員の選任についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に議案第52号、岬町公平委員会委員の選任についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第53号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任についてを 議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

〇田代町長 日程第8、議案第53号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

岬町(淡輪・深日・多奈川)の各地区財産区管理委員の任期が令和5年10月1日をもって満了となりますので、その後任者の選任について、岬町財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものです。

淡輪地区財産区につきましては、北風眞幸、坂下博紀氏、鴫本茂夫氏、多賀井武氏、中塩路吉 彦氏。

深日地区財産区につきましては、入口博行氏、上村一弘氏、太田義三氏、谷口洲司氏、松下一雄氏、松下 寛氏、松本 一氏。

多奈川地区財産区につきましては、貴治林作氏、木曽 肇氏、里中榮治氏、田中 悟氏、辻 敏治氏、辻川壽則氏、辻河俊彦氏。

以上、それぞれ各地区の財産区管理委員の選任について、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより、議案第53号岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第54号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第6次)について を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第9、議案第54号、「令和5年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」をご説明いたします。

今回の補正予算は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金の追加決定に伴い、学校給食費を令和5年10月から令和6年3月までの無償化と、台風7号により被災した淡輪保育所のフェンスの復旧を行うための経費を計上するものでございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を活用した町の独自支援施策につきましては、 特に家計への負担感が大きい子育て世帯を支援するため、既に6月定例会におきまして、小・中 学校に通う児童・生徒の給食保護者負担金について、年間50%の減額を行う措置を行っており ますが、交付金の追加交付がなされたことや、充当事業の執行状況等を踏まえ、本補正予算にお いて必要な措置をすることで、令和4年度と同様に10月から来年3月までの間の給食費を無償 化とするものでございます。

また、去る8月14日から15日における台風7号により倒壊した淡輪保育所のフェンスにつきましては、現在通行に支障のないように対処しておりますが、本補正予算において復旧工事費を計上することで、施設の適切な管理に努めたいと考えております。

補正予算に計上いたしております物価高騰への対応や災害復旧工事につきましては、早急に取り組む必要があることから、追加議案として上程させていただいたものでございます。

何とぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参 照願います。

分担金及び負担金といたしまして、1,005万1,000円を減額計上いたしております。 給食保護者負担金につきましては、既に年間を通じて50%の減額を実施しておりますが、1 0月から来年3月までの間、さらに50%の減額を行うことで、年度末までの6カ月間について 給食の無償化を行うものでございます。

予算の内訳といたしましては、小学校給食保護者負担金658万9,000円を、中学校給食保護者負担金346万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

国庫支出金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金(学校給食費助成) の追加交付分といたしまして、202万5,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金836 万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

教育費といたしまして、学校給食費助成事業の実施に当たり、歳入予算において小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金と電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金(学校給食費助成)の計上に伴い、分担金及び負担金と国庫支出金の特定財源と一般財源の間で財源更正を行うものでございます。

災害復旧費といたしまして淡輪保育所災害復旧工事34万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、8月中旬に発生した台風7号により被災したフェンスを復旧するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 小・中学校の給食費を無償にすると、結構なことだと思います。

これが決定した後、その保護者にどういうふうにその周知をするのか、またその無償化の手続

などを教えてください。

- ○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。
- ○小川教育次長 本議会で議決を賜りましたら、速やかに学校のほうに連絡をいたしまして、通知 文を学校を通じて保護者宛に送付していきたいというふうに思っています。

手続的には、もう既に基本的にはいわゆる学校の口座に学校給食費も合わせて様々な保護者に 負担いただく金額を徴収するんですが、その部分を引いた金額をこれから徴収していくというふ うに聞き及んでいます。

- ○竹原伸晃議長 谷地議員。
- ○谷地泰平議員 私のほうからは、淡輪保育所の裏のフェンスの改修工事、こちらについてお伺い します。

いただいた補足説明資料の3ページ目を見ると、工事箇所が多分これ写真の部分のフェンスの本当に倒れている一部分なのかなと見受けられるのですけれども、これと同じようにブロックを積んで、そこにフェンスを張っている箇所というのが、恐らくこの先の十字路、左側の十字路のところまでずっと同じような構造だと思うんですけれども、工事箇所は、この一部分だけですか。それとも全部を工事するというところですかね。

- ○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。
- ○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の被災したフェンスの改修ということで、そのフェンスの延長が16メートルとなっております。

- ○竹原伸晃議長 谷地議員。
- ○谷地泰平議員 あくまでも被災して崩れた場所ということでいいんですかね。

というのも、恐らくこれ同じような構造の部分であれば、それ以外のもっと先の部分とかも、 これとは同じように、また強い風とか台風が来たときに、壊れる懸念というのはないのかなとい うのを少し今心配していて、その辺は特に問題がないということでいいですか。

あとは、恐らくこういったブロック塀というのは、今岬町が補助金を出しているように、やは り危険性が高いからというところだと思うんですけれども、公共施設でこういった同じような構 造で、フェンス等々がある箇所で危険な場所というところは、今回の件をもって特に調査とかと いうのはされたのでしょうか。

- ○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。
- ○松井しあわせ創造部長ご質問にお答えをさせていただきます。

今回につきましては、災害復旧工事というところで、災害被災を受けた部分に対しての改修工事となっております。

今回、その先の影響がなかった部分につきましては、今後支障が生じる場合につきましては、 その都度改修をする必要があるかなと思っております。

ただ、過去に大阪北部地震の際にもブロック塀の調査をいたしまして、ブロックの傾きとか、 ひび割れがないかというところは、その当時は点検をしまして、支障がなかったというふうに記 憶しております。

- ○竹原伸晃議長 谷地議員。
- ○谷地泰平議員 今回はあくまでも災害復旧の補助金を活用してということなので、あくまでも被災した場所に限定されてしまうということなのですけれども、やはり同じように多分老朽化等々の影響というところは一応懸念されると思うので、どこかのタイミングで本当に同じようなことがあって、それこそ怪我とかしたら取り返しがつかなくなると思うので、その辺は要望に留めさせてもらいたいと思います。
- ○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

計論はございませんか。

反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○竹原伸晃議長 ないようですので、坂原議員。
- ○坂原正勝議員 賛成の立場で討論させていただきます。

小学校・中学校の給食につきましては、私も非常に関心のあるところで、昨年からずっと給食費の無償化というのを叫んでまいりました。当初においてもその話でしたし、昨年度、令和4年度も当初から9月までは半額ということになっていました。10月から何とかならないかと。昨年は10月に地方交付税臨時交付金が入るという話もございましたので、私も提案させていただきました。ぜひ、無償化にしたらどうかというので、昨年度も10月から半年間は無償化となりました。

今年度におきましても、4月3日付で私から町長に対して小・中学校の給食費を無償化できないかということで提案させていただきました。無償化にはなりませんでしたが、半額として行う

ということで、この半年間半額でやってまいりました。

それが今回また10月から後の後半は無償化するということで、最近岬町は子育てに手厚い町だと先ほど聞いた若い家族が転入してきているという話も聞いております。ますます子育てに優しいまちづくりのためにも、これはすばらしい事業だと評価しております。ということで、賛成とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで、討論を終わります。

これより議案第54号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第6次)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 1時39分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署 名する。

令和5年9月26日

岬町議会

議

員

議	長	竹	原	伸	晃
議	員	坂	原	正	勝
F-22		~~	~ 3·		1424

奥

野

学

47